



政策担当者にきく 「大阪府の私立高校無償化」

インタビュアー 森上展安

『世界』5月号で名古屋大学大学院教授（教育行政学）中嶋哲彦氏が「収奪と排除の教育改革」と題して、副題で「大阪府における私立高校無償化の本質」として、大阪府での橋下府知事（当時）が実施した「私立高校無償化」について論じておられます。

中嶋論文の趣旨・狙いは主テーマに示されていますが、私どもはむしろ副テーマの当の私立高校生無償化の意義について、中嶋論文にそいながら、橋下知事（当時）の下で制度設計の実務を担当した室井俊一さん（前・大阪府私学大学課長）に、「政策担当者からみた私立高校無償化」の実像を改めてなぞっていただきました。

少しでも正確に「大阪の私立高校無償化」の実状が捉えられたら、というのが今回のインタビューの趣旨です。

Q…まず中嶋教授は（第3章）橋下前大阪府知事の私立高校無償化について、そもそも「教育の機会



平等原理」にたつて(橋下前知事は)これを説明しているが、鶴呑みにはできないとのこと指摘です。

A..大阪府の私立高校授業料無償化の目的は、「高校就学セーフティネットの構築」と「生徒の自由な学校選択(教育の機会均等)」であり、ここは鶴呑みにしていただいていると思います。

大阪府が私立高校授業料無償化に至った背景として、先ず、ご理解いただきたいことは、当時の高校生を取り巻く経済環境です。2009年春の高校入試では、リーマンショック後の不況の影響から、公立高校の志願倍率が急激に上昇し、定時制高校で初めて不合格者が出るなどの事態が発生しました。特に、低所得世帯の受験生にとっては、公立高校のハードルが高くなる一方、私立高校は授業料負担が大きく、高校就学危機とも言えるような状況だったと思います。橋下前知事は、こうした事態に直面して、「経済的理由から高校を

断念する生徒を出さない」として、大阪の私立高校や高等専修学校に協力を求め、2010年度から全国で初めて「年収350万円未満世帯の私立高校授業料無償化」に踏み切りました。この政策はあくまでも「高校就学セーフティネットの構築」を目的にしたものです。

2010年春の高校入試では、年収350万円未満世帯の私立高校授業料無償化により「公立志向」が緩和され、セーフティネットとしての機能を果たしました。しかし、無償化の対象とならない中間所得層にとっては、全国平均で年間55万円(施設整備費含む)とされる私立高校の授業料負担は重たく、公立高校の授業料無償化が実施される中では、どうしても選択肢が限られたものになります。

橋下前知事は、常々、「家計の経済的事情に左右されず、子どもたちが自らの希望や進路に沿って公立高校、私立高校、高等専修学校を自由に学校選択できる機会を

提供したい」と発言されており、2011年度からは、所得中位と言われる年収610万円未満世帯まで無償、高校生世帯の7割をカバーする年収800万円未満世帯までは授業料負担が10万円になるように、私立高校授業料無償化を大幅に拡充しました。

これは、教育の機会均等の観点から、経済的事情に左右されない自由な学校選択を目指すものです。

Q..たしか大阪府では、民主党政権が誕生して公立高校授業料実質無償化を打ち出す前から、橋下知事(当時)は私立高校生に対する独自の就学支援策を講じていますね。

A..リーマンショック後、家計所得が急減して授業料が負担できず高校就学を継続できなくなる生徒を出さないため、橋下前知事は2009年度の補正予算で「家計急変世帯の私立高校授業料の臨時減免事業」を立ち上げました。この就学支援事業も「経済的理由か

ら高校就学を断念する生徒を出さない」という理念に基づくものです。

この事業は、私立高校の授業料無償という考えを打ち出した点において、「年収350万円未満世帯の私立高校授業料無償化」の原型になった事業であると考えています。

Q..橋下知事(当時)は、2008年度に、財政再建理由に私学助成の補助単価の引き下げを実行しています。中嶋氏は、この時期の橋下知事(当時)の私学敵視策を問題視しています。

A..2008年度の私学助成の補助単価引き下げは、聖域なく大阪府の全ての施策・事業を対象にした財政再建プログラムに基づき行われたものであり、私学だけを標的にしたものではありません。しかし、私学助成は金額的にも大きく、教育の質に直結するものであるため、大阪府議会でも大きく取り上げられ、修正も行われました。

最終的には、財政の観点から次世代に負担を転嫁しないという政治的判断だったと思います。

なお、橋下前知事は、私学助成について、学校（サプライヤー）への間接補助である経常費補助よりも生徒・保護者（ユーザー）への直接補助になる授業料補助に重点を置くべきとの考えでした。このため、2011年度の予算において、選択と集中により教育財政の重点化が可能になったとき、私立高校授業料無償化の拡充に力を入れられたと思います。

Q：2011年度から私学助成を頭割り（パーヘッド）で配布することに決めたのは、従来が様々な要素を勘案して決めていたのに対して、「私々間の競争を促すため」という単純な理由であり、これでは様々な価値が脱落する、と中嶋教授は指摘しています。

A：当時、経常費補助のパーヘッドについて議論をしていた背景に

は、学校によって経常費補助の生徒単価の配分格差が非常に大きかったという現実があります。2009年度で約4倍でしたが、学校が違うことで、生徒に対する補助単価にこれだけ大きな差が生じることは不公平であり是正する必要があります。

また、配分格差が大きくなりすぎた原因の一つに、配分基準が画一的である点なども指摘されており、この点も見直して学校の自由度を高めていく必要がありました。

Q：大阪府の資料によると、国の高校授業料無償化の制度が変更された場合、『中低所得層を対象に公私間の授業料の面での条件をほぼ同一にする』という本制度の趣旨を尊重することを基本とする」という方針が示されています。また、「府立高校については、私立高校における授業料負担とのバランスに配慮しながら、応能負担の考え方などを含め授業料水準の設定を行うことも検討すべきと考える」とされています。この趣旨について

てお聞きします。

A：多額の税金を投入して私立高校生の授業料無償化という施策を実施する以上、効果の検証や見直しの基準、万が一国の授業料支援がなくなった場合の措置なども事前に定めておくことが当然だと思います。

また、授業料の応能負担ですが、一般的に「家計所得と学力には相関関係がある」と言われており、公立高校の中でも学力トップ校の生徒の世帯収入は平均所得を大きく上回っている可能性があります。

他方で、低所得層で公立高校に進学できなかった生徒には、私立高校の高い授業料負担が余儀なくされ、不本意就学となっている可能性もあります。授業料はサービースへの対価であるため応能負担になじまないという議論もあります。が、あまりにも不平等です。あくまでも、国の高校授業料無償化の制度が変更された場合という仮定を置いた上ですが、そのときには、現実をきちんと直視した

議論が必要ではないかと思われる。

Q：大阪府では、私立高校授業料無償化に伴い、長年の慣例として続いてきた公私間で生徒の募集定員を定める「公私間協議」を2010年度に廃止しました。橋下知事（当時）は、この公私間協議を「カルテル」と言っておられました。廃止に至る経過についてお聞きします。

A：大阪府では長年、公立中学校を卒業した府内の高校進学予定者について、公私の高校が計画的に生徒を受け入れるため、主に全日制高校について公立高校が7割、私立高校が3割という受け入れ比率を毎年協議して定めていました。いわゆる「7・3枠」と呼ばれていたものです。このことは別に大阪府だけで行われていたことではなく、昭和40年代から50年代にかけての生徒急増期に計画的に生徒を受け入れるため、国からの要請もあり、比率



にはバラつきがありますが、ほぼ全国で同様の公私間協議は行われていましたし、現在も行われていると思います。

しかし、昭和62年をピークに、

少子化の影響もあって高校に進学する生徒は急減していきました。

こうした生徒急減期においては、公私間協議はともすれば公立高校、私立高校の双方にとって7・3の割合で生徒を受け入れることができるといふ「既得権」となってしまう、弾力的な運用が困難になります。例えば、経済不況の影響により公立高校への進学を希望する生徒が増加した場合でも、この公私間協議が大きな壁となつて、公立高校が募集定員を増やすことが出来なくなるケースが考えられます。

橋下前知事は、こうした公私間協議の問題点を強く批判され、私立高校の授業料無償化の拡大により公私間の保護者負担格差を是正することにより、30年以上続いた「7・3枠」という公私間協議に幕を引きました。

Q…ここでも橋下知事(当時)は、ユーザーである生徒・保護者の目線から、サプライヤーである学校の既得権にメスを入れたということですね。

A…「7・3枠」という公私間協議は、

生徒急増期には一定の役割を果たしていたと思いますが、生徒急減期には既得権化してしまい生徒に大きな影響を与えました。橋下前知事は、この公私間協議は、生徒に本意就学を余儀なくさせるだけではなく、公立高校と私立高校が切磋琢磨しながら教育の質を高めることが出来なくなり、大阪の教育にとつてもマイナスだと考えられたと思います。

もちろん公立高校と私立高校の間には、保護者の授業料負担の面で大きな格差がありますから、いきなり「7・3枠」を廃止することはできません。そんなことをすれば、公立の受験に失敗した生徒が、家計の経済的事情から高校就学そのものを断念するケースも考えられます。このため、私立高校の授

業料無償化の拡大により、公私間の保護者負担格差を是正したうえで、「7・3枠」という公私間協議の幕を閉じられたと思います。

Q…最後に一言、お願いします。

A…大阪府の私立高校授業料無償化は、橋下前知事が立ち上げ、現在は松井知事の教育改革に引き継がれています。リーマンショックの影響を受けた2009年高校入試では、公立中学校を卒業した生徒のうち私立高校入学者数は約1.8万人で過去最低。公私でみた私立の比率は28%、専願率も20.9%でした。それが、授業料無償化を大きく拡充した昨年(2011年)の高校入試では、同じく私立高校入学者数が約2.1万人。私立の比率は32%、専願率は27.02%。さらに今年(2012年)の高校入試では、同じく私立高校入学者数が約2.3万人と大きく上昇。私立の比率は35%で、専願率も26.53%となる見込みです(2012年入試の数値は速報値)。

依然として厳しい経済環境は続いています。大阪府では、現在数値的に見ると「私立志向」ともいえる状況が生まれています。

橋下前知事は、この制度の導入に際して、「教育は階層移動の最も効果的なツール」「一学年約7万人の7割に当たる5万人が、無償もしくは定額の負担、つまり授業料をほとんど気にせず、公立でも私立でも、自由な学校選択の機会、ワンチャンスを獲得ができる」(平成22年11月26日、第1回大阪府教育会議)と発言されています。

今後、教育の機会均等を目的とするこの制度が、大阪の教育力向上と次世代を担う人材の育成につながり、さらには大阪全体の底上げにつながっていくことを期待しています。

依然として厳しい経済環境は続いています。大阪府では、現在数値的に見ると「私立志向」ともいえる状況が生まれています。